

在留邦人の皆様へ

「インド政府による入国時観光査証取得(Tourist Visa on Arrival)制度変更の発表」について

2014年12月26日
在インド日本国大使館

1 今般、インド内務省は、11月27日付のインド政府広報局プレス・リリースを以て、日本を含む43カ国の国民を対象に、インド入国時観光査証取得のためのオンライン・システム「観光ビザ電子発給制度(Tourist Visa on Arrival(TVoA) enabled with Electronic Travel Authorization(ETA))」の導入を発表しました。

2 また、12月16日、インド内務省は、同省ホームページ新着情報にて、日本を含む12カ国の国民を対象とした現行のTourist Visa on Arrival (TVoA) 制度(インド到着時に空港で申請しビザを取得することが可能な制度)を2014年12月26日をもって終了することを発表しました。

3 ビザ・オン・アライバルの制度から新たな制度への移行がどのような形で行われるのかは未だ明らかにされていませんが、今後インドへ渡航される方で従来のビザ・オン・アライバル制度を利用することを予定されていた方は、以下の情報をご参照の上、事前にインド入国ビザのオンライン手続きを行う必要がありますので、お知らせいたします。

4 なお、今後、インド政府により新たな移行期間が設けられる場合には、あらためて当館ホームページ等でご案内いたします。

◆「観光ビザ電子発給制度Tourist Visa on Arrival(TVoA) enabled with Electronic Travel Authorization(ETA)」

(1) インド政府は、TVoA-ETAを2014年11月27日から導入することを決定。

(2) TVoA-ETAの対象国：豪、ブラジル、カンボジア、クック諸島、ジブチ、ミクロネシア、フィジー、フィンランド、独、インドネシア、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、トンガ、ラオス、ルクセンブルク、モーリシャス、メキシコ、ミャンマー、ニュージーランド、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パレスチナ、PNG、フィリピン、キリバス、韓国、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、ロシア、サモア、シンガポール、ソロモン、タイ、ツバル、ア首連、ウクライナ、米、ベトナム及びバヌアツの43カ国。

(3) TVoA-ETAを取得して入国することが可能なインド国内の国際空港：デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、ハイデラバード、バンガロール、ティルバナンプラム、コチ及びゴアの9空港。

(4) ビザの概要

ア 申請手続き（インド内務省ウェブサイト）：

<https://indianvisaonline.gov.in/visa/tvoa.html>

イ 申請期限：インド入国の最低4日以上前の申請が必要（例：1月5日入国の場合1月1日またはそれ以前の申請）。

ウ ビザの種類：入国日から数えて滞在期間30日（期限の延長は不可）。暦年で2回の申請が可能。

エ 申請の条件：パスポート有効期間の残存日数が6ヶ月以上あること、入国目的は観光、短期病気治療、短期商用に限ること。

オ ビザ手数料：60米ドル（通貨交換手数料は除く）。ウェブサイト上でクレジットカードまたはデビットカードによる決済。1度支払った手数料の返還は不可。

(問い合わせ窓口)

○在インド日本国大使館

電話：(91) -11-2687-6564